

# 独立監査人の監査報告書

2023年6月9日

一般財団法人日本民間公益活動連携機構

理事会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小野寺 勝  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構の2022年4月1日から2023年3月31日までの2022年度の財産目録（「貸借対照表科目」及び「金額」の欄に限る。以下同じ。）及び財産目録に対する注記（以下「財産目録」という。）並びに収支決算書（「予算額」の欄を除く。以下同じ。）及び収支決算書に対する注記（以下「収支決算書」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財産目録及び収支決算書が、全ての重要な点において、注記1に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財産目録及び収支決算書監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項－財産目録及び収支決算書作成の基礎

注記1に記載されているとおり、財産目録及び収支決算書は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構に関する財産の状況及び収支の結果について報告・開示するために、注記1に記載された会計の基準に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の事項

一般財団法人日本民間公益活動連携機構は、上記の財産目録及び収支決算書のほかに2023年3月31日をもって終了する事業年度について、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠した財務諸表及びその附属明細書を作成しており、当監査法人は、これらに対して、2023年6月9日に別途、監査報告書を発行している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財産目録及び収支決算書を含む開示書類に含まれる情報のうち、財産目録及び収支決算書並びにそれらの監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、財産目録及び収支決算書のその他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる手続も実施していない。

### 財産目録及び収支決算書に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、注記1に記載された会計の基準に準拠して財産目録及び収支決算書を作成することであり、また、財産目録及び収支決算書の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財産目録及び収支決算書を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財産目録及び収支決算書を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財産目録及び収支決算書を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事者の職務の執行を監視することにある。

#### 財産目録及び収支決算書の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財産目録及び収支決算書に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財産目録及び収支決算書に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財産目録及び収支決算書の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財産目録及び収支決算書の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財産目録及び収支決算書を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財産目録及び収支決算書の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財産目録及び収支決算書の注記事項が適切でない場合は、財産目録及び収支決算書に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財産目録及び収支決算書の表示及び注記事項が注記1に記載された会計の基準に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

財 産 目 録

2023年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金預金	三菱UFJ銀行 東京営業部 普通預金	運転資金として	2,165,695
	〃	みずほ銀行 虎ノ門支店 普通預金	〃	600,086,814
	未収金		助成金返還予定額等	21,638,985
	前払金	家賃等前払金他	民間公益活動促進事業に係る前払事業費等	7,519,726
流動資産合計				631,411,220
(固定資産)	基本財産			
	預金	三菱UFJ銀行 東京営業部 普通預金	民間公益活動促進事業用財産	3,000,000
	特定資産			
	退職給付引当資産	みずほ銀行 虎ノ門支店 普通預金	職員に対する退職金支給を目的に積立	5,962,000
	災害支援積立資産	みずほ銀行 虎ノ門支店 普通預金	緊急災害支援を目的に積立	218,311,666
	運用資金	みずほ銀行 虎ノ門支店 普通預金	休眠預金等活用法に基づき管理	306,668,361
	次年度事業積立資産	みずほ銀行 虎ノ門支店 普通預金	次年度の休眠預金等交付金が交付されるまでに要する活動資金及び具体的な支援ニーズに対応することを目的に積立	7,493,548,538
	その他固定資産			
	建物附属設備		民間公益活動促進事業、管理業務で使用している共用財産である。	27,266,708
	什器備品	パソコン、複合機等	〃	4,898,450
ソフトウェア	休眠預金助成システム等	〃	210,153,508	
商標権	休眠預金シンボルマーク等	〃	4,365,377	
敷金	日比谷国際ビル	〃	46,842,000	
固定資産合計				8,321,016,608
資産合計				8,952,427,828
(流動負債)	未払金	事業に係る未払金	助成金、委託費、給与、立替金未精算分等	330,077,028
	預り金	源泉所得税他	源泉所得税、社会保険、地方税の預り金	1,865,158
	短期借入金	みずほ銀行 虎ノ門支店	運転資金として	50,000,000
	賞与引当金	職員に対するもの	職員に対する賞与の支払いに備えたもの	26,792,700
流動負債合計				408,734,886
(固定負債)				
	退職給付引当金	職員に対するもの	職員に対する退職金の支払いに備えたもの	5,962,000
	資産除去債務	日比谷国際ビル	事務所の原状回復費用として	18,669,200
固定負債合計				24,631,200
負債合計				433,366,086
正味財産				8,519,061,742

(注記1)

一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して作成している。

収 支 決 算 書  
2022年4月1日から2023年3月31日まで

(単位：円)

科目	予算額(A)	決算額(B)	差異(A)-(B)
<b>I 事業活動収支の部</b>			
1. 事業活動収入			
(1) 交付金収入	9,321,239,000	9,321,239,000	0
休眠預金等交付金収入	9,321,239,000	9,321,239,000	0
(2) 助成金返還収入	0	216,218,162	△ 216,218,162
助成金返還収入	0	216,218,162	△ 216,218,162
<b>事業活動収入計</b>	<b>9,321,239,000</b>	<b>9,537,457,162</b>	<b>△ 216,218,162</b>
2. 事業活動支出			
(1) 事業費支出	10,726,751,000	6,462,925,118	4,263,825,882
役員報酬支出	7,098,000	7,696,920	△ 598,920
給料手当支出	222,067,000	216,075,689	5,991,311
会議費支出	2,350,000	1,999,244	350,756
旅費交通費支出	14,726,000	8,824,132	5,901,868
通信運搬費支出	2,629,000	2,048,857	580,143
消耗品費支出	21,412,000	35,750,135	△ 14,338,135
新聞図書費支出	453,000	377,225	75,775
広報活動費支出	12,630,000	11,233,846	1,396,154
印刷製本費支出	2,232,000	1,920,733	311,267
地代家賃支出	36,920,000	40,047,844	△ 3,127,844
委託費支出	119,805,000	84,389,832	35,415,168
諸謝金支出	21,286,000	11,746,615	9,539,385
租税公課支出	0	2,000	△ 2,000
雑支出	200,000	267,697	△ 67,697
助成金支出	10,262,943,000	6,040,544,349	4,222,398,651
(2) 管理費支出	143,660,000	153,152,125	△ 9,492,125
役員報酬支出	6,109,000	5,404,080	704,920
給料手当支出	74,644,000	95,625,491	△ 20,981,491
会議費支出	0	26,733	△ 26,733
旅費交通費支出	3,082,000	1,356,002	1,725,998
通信運搬費支出	793,000	609,948	183,052
消耗品費支出	4,972,000	2,695,185	2,276,815
新聞図書費支出	133,000	50,114	82,886
印刷製本費支出	209,000	164,148	44,852
地代家賃支出	15,080,000	11,962,343	3,117,657
委託費支出	34,802,000	33,216,590	1,585,410
諸謝金支出	1,385,000	594,000	791,000
雑支出	2,451,000	1,447,491	1,003,509
<b>事業活動支出計</b>	<b>10,870,411,000</b>	<b>6,616,077,243</b>	<b>4,254,333,757</b>
<b>事業活動収支差額</b>	<b>△ 1,549,172,000</b>	<b>2,921,379,919</b>	<b>△ 4,470,551,919</b>
<b>II 投資活動収支の部</b>			
1. 投資活動収入			
(1) 特定資産取崩収入	3,520,628,000	3,575,121,918	△ 54,493,918
災害支援積立資産取崩収入	13,519,000	66,626,418	△ 53,107,418
ソフトウェア取得積立資産取崩収入	45,936,000	47,322,500	△ 1,386,500
次年度事業積立資産取崩収入	3,461,173,000	3,461,173,000	0
<b>投資活動収入計</b>	<b>3,520,628,000</b>	<b>3,575,121,918</b>	<b>△ 54,493,918</b>

科目	予算額(A)	決算額(B)	差異(A)-(B)
2. 投資活動支出			
(1) 特定資産取得支出	1,884,200,000	6,159,786,069	△ 4,275,586,069
退職給付引当資産取得支出	4,000,000	4,080,000	△ 80,000
災害支援積立資産取得支出	0	23,528,000	△ 23,528,000
次年度事業積立資産取得支出	1,880,200,000	6,132,178,069	△ 4,251,978,069
(2) 固定資産取得支出	87,256,000	95,763,448	△ 8,507,448
ソフトウェア取得支出	86,256,000	95,367,448	△ 9,111,448
什器備品購入支出	1,000,000	396,000	604,000
投資活動支出計	1,971,456,000	6,255,549,517	△ 4,284,093,517
投資活動収支差額	1,549,172,000	△ 2,680,427,599	4,229,599,599
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
(1) 借入金収入	50,000,000	50,000,000	0
短期借入金収入	50,000,000	50,000,000	0
財務活動収入計	50,000,000	50,000,000	0
2. 財務活動支出			
(1) 借入金返済支出	50,000,000	50,000,000	0
短期借入金返済支出	50,000,000	50,000,000	0
財務活動支出計	50,000,000	50,000,000	0
財務活動収支差額	0	0	0
Ⅳ 予備費支出	0	0	0
当期収支差額	0	240,952,320	△ 240,952,320
前期繰越収支差額	—	58,516,714	—
次期繰越収支差額	—	299,469,034	—

## 注 記

1. 本収支決算書は、当法人が2022年4月1日から2023年3月31日までの期間における収支の状況について報告・開示するために「経理規程」及び「収支決算書の作成に関する内規」に準拠して作成している。
2. 資金の範囲  
資金の範囲には、現金預金、一時的な資金運用としての有価証券、未収金及び未払金、立替金及び預り金、前払金及び前受金並びに仮払金及び仮受金を含めている。  
なお、前期末残高及び当期末残高は、下記3.に記載の通りである。
3. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現 金 預 金	141,742,694	602,252,509
未 収 金	0	21,638,985
前 払 金	19,397,510	7,519,726
合 計	161,140,204	631,411,220
未 払 金	100,767,389	330,077,028
預 り 金	1,856,101	1,865,158
合 計	102,623,490	331,942,186
次期繰越収支差額	58,516,714	299,469,034

# 収支決算書の作成に関する内規

2020年3月31日制定

(目的)

第1条 この内規は、経理規程第41条に定める収支決算書の作成について定めるものである。

(資金の範囲)

第2条 資金の範囲には、現金預金、一時的な資金運用としての有価証券、未収金及び未払金、立替金及び預り金、前払金及び前受金並びに仮払金及び仮受金を含める。

(収支決算書作成に当たっての留意点)

第3条 収支決算書は、以下に掲げる事項に留意して作成しなければならない。

- ① 収支決算書は、当該事業年度における全ての収入及び支出の内容を明瞭に表示するものでなければならない。
- ② 収支決算書の科目は、別表に準拠してその性質を示す適当な名称で表示するものとする。
- ③ 収支決算書は、収支の予算額と決算額とを対比して表示しなければならない。
- ④ 収支決算書は、事業活動収支の部、投資活動収支の部及び財務活動収支の部に区分するものとする。
- ⑤ 収支決算書は、様式に準じ作成するものとする。会計区分別の収支が必要な場合には、会計区分別の内訳表を併せて作成するものとする。
- ⑥ 収支決算書には、次の事項を注記するものとする。
  - イ 財務報告の枠組み
  - ロ 資金の範囲
  - ハ 資金の範囲を変更したときは、その旨及び当該変更による影響額
  - ニ その他法人の収支の状況を明らかにするために必要な事項
- ⑦ 収支決算書に係る科目及び取扱要領、並びに収支決算書の様式は、次のとおりとする。
  - 別表 収支決算書に係る科目及び取扱要領
  - 様式 収支決算書の様式

(改廃)

第4条 本内規の改廃は、経理責任者が行う。

附則 この内規は、制定日より施行する。

別表 収支決算書に係る科目及び取扱要領

大科目	中科目	取扱要領
<b>事業活動収支の部</b>		
基本財産運用収入	基本財産利息収入 基本財産配当金収入	
特定資産運用収入	特定資産利息収入 特定資産配当金収入	
休眠預金等交付金	休眠預金等交付金収入	預金保険機構から受け入れた交付金
負担金収入	負担金収入	
寄付金収入	寄付金収入	
為替差益	為替差益	
助成金返還収入	助成金返還収入	
雑収入	受取利息収入  雑収入	
事業費支出	助成金支出 役員報酬支出 給料手当支出 臨時雇賃金支出 賞与支出 退職給付支出 法定福利費支出 福利厚生費支出 会議費支出 旅費交通費支出 通信運搬費支出 消耗什器備品費支出 消耗品費支出 新聞図書支出 広報活動費支出 研修費支出 修繕費支出 印刷製本費支出 燃料費支出 光熱水料費支出 地代家賃支出 賃借料支出 保険料支出 諸謝金支出 租税公課支出 負担金支出 委託費支出 支払手数料支出 寄付金支出 支払利息支出 為替差損 雑支出	資金分配団体に対する助成金
管理費支出	役員報酬支出 評議員報酬支出 給料手当支出 臨時雇賃金支出 賞与支出 退職給付支出 法定福利費支出 福利厚生費支出 会議費支出 旅費交通費支出 通信運搬費支出 消耗什器備品費支出 消耗品費支出 新聞図書支出 広報活動費支出 研修費支出 修繕費支出 印刷製本費支出 燃料費支出 光熱水料費支出 地代家賃支出	

	賃借料支出 保険料支出 諸謝金支出 租税公課支出 負担金支出 委託費支出 支払手数料支出 寄付金支出 支払利息支出 為替差損 雑支出	
<b>投資活動収支の部</b>		
基本財産取崩収入	投資有価証券売却収入 預金取崩収入	
特定資産取崩収入	退職給付引当資産取崩収入 減価償却引当資産取崩収入  災害支援積立資産取崩収入  ソフトウェア取得積立資産取崩収入  次年度事業積立資産取崩収入 運用資金取崩収入	資金分配団体への緊急災害支援の助成交付に 対応させて取崩し  休眠預金助成システムの開発費支出に対応さ せて取り崩し 積立の翌年度に取り崩し
固定資産売却収入	土地売却収入 建物売却収入 車両運搬具売却収入 什器備品売却収入 その他固定資産売却収入	
敷金・保証金戻り収入	敷金戻り収入 保証金戻り収入	
基本財産取得支出	投資有価証券取得支出 預金積立支出	
特定資産取得支出	退職給付引当資産取得支出 減価償却引当資産取得支出  災害支援積立資産取得支出  ソフトウェア取得積立資産取得支出  次年度事業積立資産取得支出 運用資金繰入支出	資金分配団体に対する緊急災害支援の助成の うち災害発生後に交付する助成額を積立 休眠預金等交付金のうち次年度以降に休眠預 金助成システムの開発費に充てられる額を積立 休眠預金等交付金のうち次年度の休眠預金等 交付金が交付されるまでに要する活動資金及び 具体的な支援ニーズに対応するための活動資 金を積立 運用資金として交付された額及び当該年度収支 予算に対する執行残を繰入
固定資産取得支出	土地購入支出 建物建設(購入)支出 建物附属設備取得支出 構築物建設支出 車両運搬具購入支出 什器備品購入支出 建設仮勘定支出 ソフトウェア取得支出 ソフトウェア仮勘定取得支出 商標権取得支出	
敷金・保証金支出	敷金支出 保証金支出	
<b>財務活動収支の部</b>		
借入金収入	短期借入金収入 長期借入金収入	
借入金返済支出	短期借入金返済支出 長期借入金返済支出	
<b>その他</b>		
当期繰越収支差額		
前期繰越収支差額		
次期繰越収支差額		

様式 収支決算書の様式

**収 支 決 算 書**  
20〇〇年〇月〇日から20〇〇年〇月〇日まで

(単位：円)

科目	予算額(A)	決算額(B)	差異(A)-(B)
<b>I 事業活動収支の部</b>			
<b>1. 事業活動収入</b>			
<b>事業活動収入計</b>			
<b>2. 事業活動支出</b>			
<b>(1) 事業費支出</b>			
<b>(2) 管理費支出</b>			
<b>事業活動支出計</b>			
<b>事業活動収支差額</b>			
<b>II 投資活動収支の部</b>			
<b>1. 投資活動収入</b>			
<b>投資活動収入計</b>			
<b>2. 投資活動支出</b>			
<b>投資活動支出計</b>			
<b>投資活動収支差額</b>			
<b>III 財務活動収支の部</b>			
<b>1. 財務活動収入</b>			
<b>財務活動収入計</b>			
<b>2. 財務活動支出</b>			
<b>財務活動支出計</b>			
<b>財務活動収支差額</b>			
<b>IV 予備費支出</b>			
<b>当期収支差額</b>			
<b>前期繰越収支差額</b>			
<b>次期繰越収支差額</b>			